

○高速自動車国道東北縦貫自動車道における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定 (昭和58年8月11日)

岩手県公安委員会及び秋田県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道（以下「東北縦貫自動車道」という。）における岩手県警察及び秋田県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通の取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和58年8月11日

岩手県公安委員会

委員長 塩山清之助

秋田県公安委員会

委員長 吉井忠亮

（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道における交通の円滑と危険防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において交通の取締り等の職権を行使することができる。

(1) 岩手県警察

東北縦貫自動車道の秋田県と岩手県との境界から秋田県内に41.9キロメートル（秋田県内全域）までの区域

(2) 秋田県警察

東北縦貫自動車道の岩手県と秋田県との境界から岩手県内に50キロメートルまでの区域

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

(細目的事項の委任)

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、昭和58年10月20日から実施する。ただし、鹿角八幡平インターチェンジ以北の区域については、その供用開始の日から実施する。